

かおる通信

議会報告

No. 80

2016年11月

(連絡先)

我妻かおる事務所

宮城県遠田郡美里町青生字新鳴瀬172
TEL. 0229-33-2637
FAX. 0229-33-3320
E-Mail. w-kaoru@luck.ocn.ne.jp

低線量長期被爆

(6月会議)



海外で殺し合う危険が迫っているこ

美里町議会議員
我妻 薫

お元気ですか。
6月会議についての報告ができ
ませんでしたので、9月議会と一
緒の報告となりました。
参議院議員選挙では、「戦争法」
に危険を覚える人

とは誠に残念です。
あきらめず地方から平和、人権、
福祉を訴え続けていきたいと思
います。

二回分の一般質問を報告します
ので、今回も「議会だより」と合
わせてお読みいただければと思
います。

問 学校で放射能に
ついての学習はどう取
り組まれているか。
答 文部科学省が作
成した小学生のための
放射線副読本及び中高
生のための放射線副読
本を活用している。

答 教育委
員会の中で協議
させていた。決
して風化しな
いよう、学校、
教育委員会とし
ても取り組んで
いく。

問 事故の3カ月後
に文科省から「教育現
場の皆様へ」という文
章が出され、チェルノ
ブイリの遺伝的影響は
見られないと言いつつ
ている。これを肯定す
ることはないと思うが。

問 内部被
曝の危険性は、
子供だけではなく、町
民にもきちんと理解し
てもらおう啓蒙も必要か
と思うが。

答 それはない。
それはない。

答 町長 今後ともそ
ういった啓蒙、啓発は
継続していきたい。



右のDVDは「28年
目の子ども」とある
ように、この子たちの
親たちが子どもものこ
ろに原発事故の放射
能を浴びたことにな
ります。

学校の運動の授業に
もついていけないほ
ど障害に苦しむ現実
にあります。目を背
けず、放射能の危険性
を訴え続けます。

水害対策の具体化を

(9月会議)

問 昨年12月議会で
「水害対策に対応した
まちづくりを進めたい」
との答弁あったその後
の検討。いざ水害となっ
た場合の対策はどう検
討されたか。

答 施設に特段の連
絡はしていない。今後
施設関係者と協議し対
応したい。

問 実際起きてみな
いと、どのような状況
になるか判断つかない
部分も正直あり、前回
の反省点という部分だ
けに対応した点がある。

問 水害時の対策は、
自主防災組織との連携
が欠かせない、協議、
意見交換などは。
答 協議や意見交換
を行う場の設定を検討
する。

問 課題の整理もで
きていないと確認して
よいか。
答 まだ整理はでき
ていない部分も多々あ
る。

問 青生地区鳴瀬川
沿いの3行政区から合
同防災訓練を水害対策
でやりたいと要望あっ
たと思うが、どう対応
されたか。
答 具体的には報告
は受けていない。

問 私も認識不足だっ
たが避難準備情報出た
ら支援する人は要保護
者を避難させなければ
ならない。関係施設へ
の連絡指示は。

右の「定義」は、市町村の「マニ
アル」作成の手引きとする指針を内
閣府が平成17年に「ガイドライン」
として示したものです。
本町の水害時の対応においても考
慮しなければならぬものです。
「避難支援者支援行動を開始しな
ければならない」ということから町
の対応について質問したものです。

「避難準備情報」の定義

「避難準備(要保護者避難)情報」

「発令時の状況」
要保護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ
段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

「住民に求める行動」
・要保護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行
動を開始(避難支援者は支援行動を開始)
・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」
(平成17年3月策定) 避難準備等に関する情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会

公共事業でワーキングプアは

(6月会議)

(問) 町職員のうち正規職員以外の職員は何か。

(答) 再任用短時間勤務職員5人、任期付短時間勤務職員2人、非常勤職員233人、臨時職員5人の計245人。

(問) 継続的な業務で継続年数は何年ぐらいか。

(答) 保育士、幼稚園教諭で10年以上勤務されている方が12人。

(問) 年収200万円以下の職員の割合は。

(答) 非正規職員で約78%。

(問) 233人いる非常勤職員の多くが、ワーキングプアという捉え方で間違いないか。

(答) 働かれる方からの勤務時間の要望等もあり、一概に言えない。扶養といふこともなく、どちらかといえば低い賃金で働いている若い方が多い。

(問) 10年以上働いている人もいる、いつまで

でもそういう状況ではない。

(答) 保育士、幼稚園教員等は1時間当たり単価200円ほどアップ。幾らかでも待遇改善。

(問) 非常勤職員が恒常的に働いている実態はどう考えるか。

(答) 決してノーマルな状態ではないと思う。

(問) 国、県、町など公共団体やその関連職場で、年収200万円以下で働く人たちが多く存在している実態をどう考えるか。

(答) 勤務時間や勤務内容等に依り支給されていると認識しており、その額が妥当かどうかは一概に言えない。

(問) 日本弁護士連合会が公契約法、公契約条例の制定を求めている、公契約条例制定の動きが全国に広がっていることをどう考えるか。

(答) 労働者の適正な賃金水準や労働条件を公契約に基づいて確保することが重要であることから、全国に広がっていると思われる。

(問) 1-LO94号条約を批准してないのは先進国で日本だけ。国に強く地方から言っていくべき。

(答) 一生懸命、国に働きかけていきたい。

左のチラシは日本弁護士連合会が「公契約法 公契約条例の制定」を訴えるものです。公共サービスを提供する国や自治体が低い委託費でサービスを提供することでサービスの低下と労働者の生活悪化を危惧しているのです。

(問) 6次産業化の取り組みもきちんと総括し、生産者の本音を出し合える場をつくっていく必要があると思うか。

(答) 生産者の方が意欲を持って取り組むというものがなければ、施設は維持できない。施設の建設以前に早急に取り組む必要がある。

(問) 産業活性化拠点施設、なぜ利用者に重点を置いたコンセプトテストか。

(答) 消費者がどういうものを望んでいるか、消費者の希望に沿うような物をそろえたいというところで集計をとった。

建設ありきではなく慎重に

(6月会議)

(問) 町を挙げた活性化の取り組みにしている、慎重な時間をかけた議論が必要か。

(答) 全体的に底上げができて町内が活性化している、そういう形でつくってほしい。

(問) 最初に建設ありきではないと思うかどうか。

(答) 決して建設ありきではない。

(問) 法令による繰出金は赤字補てんでないと思うか。

(答) 性質上、企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経営に伴う収入を充てることが客観的に困難であると認められる経費は、一般会計で負担すべき経費であり、赤字補てんではない。

(問) 病院事業、水道事業、下水道事業が該当する。維持・継続の決意を。

(答) 南郷地域唯一の病院として、生活用水を町民に供給する事業として、環境衛生の向上、公共用水域の水質の保全のための事業として、それぞれ維持継続していく。

(問) 地方公営企業への一般会計からの繰出しは法令によるものかと思うか。

(答) 地方公営企業法では、全て独立採算制で行うことを予定せず、自治体が負担すべきものを負担し、経営が合理的に行える基盤を築いた上での独立採算制を求めている。

公契約法・公契約条例がない地域に起きる問題点

低価格競争
低すぎる委託費
悪循環
委託企業
労働者
行政
税・利用料
市民
賃金劣悪な労働条件
低質な労働条件
公共サービスの質の低下が心配

諸外国では？
公契約規制は、イギリスの公正賃金決議(1891年)やフランスのパリ市で始まり、アメリカ合衆国に広がりました。1949年には国際労働機関(ILO)でも94号条約として「公契約における労働条件に関する条約」が成立、これまでに62か国が批准しています(日本は未批准)。

公営企業の維持継続を

(9月会議)

(問) 地方公営企業への一般会計からの繰出しは法令によるものかと思うか。

(答) 地方公営企業法では、全て独立採算制で行うことを予定せず、自治体が負担すべきものを負担し、経営が合理的に行える基盤を築いた上での独立採算制を求めている。

(問) 病院、水道などは、生活・いのちにも直結し、なくてはならない業務であり、「利潤追求」の面だけでは判断できないものです。国のどこに住んでいても保障されるべきものか。

(答) 病院、水道などは、生活・いのちにも直結し、なくてはならない業務であり、「利潤追求」の面だけでは判断できないものです。国のどこに住んでいても保障されるべきものです。

【編集後感】

○ TPP関連法案が衆議院で強行可決されましたが、アメリカ力では承認されない見通しが強くなりました。

● トランプ次期大統領が米軍基地負担費の100%を求め、核武装を求めてきたら、日本は渡りに船と乗ってしまうことになるのだろうか。

○ アベノミクスのため超低金利政策を押し進めてきた「日銀総裁」は「2%達成」をさらに先送り。このまま日銀が国債を買い支え続けて今後どうなるのかと心配する声が強まっているのにマスコミはあまり騒がない。

● 放射の汚染物質が一般焼却炉で燃やされようとしているが、放射能は熱で分解するわけではないし、空中への飛散、焼却灰の最終処分場の汚染心配はないのか。